

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由									
1	第1編 総則	第1編 総則										
6	第3章 被害想定及び減災効果	第3章 被害想定及び減災効果										
6	第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果										
1	1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果	1 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果										
7	(1) 被害予測	(1) 被害予測										
7	イ 調査結果の概要	イ 調査結果の概要										
7	(イ) 結果	(イ) 結果（「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年5月 愛知県防災会議地震部会）	1. 県の地域防災計画の修正の反映（表記の整理）									
9	a 「過去地震最大モデル」	a 「過去地震最大モデル」										
9	(追加)	(ウ) 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成27年7月 県環境部）	1. 県の地域防災計画の修正の反映（記載の追加）									
9		過去の地震最大モデルで想定される建物被害頭数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。										
9		＜被害量の想定結果＞愛知県全体										
9		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">廃棄物</td> <td style="width: 65%;">災害廃棄物（がれき）</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">約20,625,000トン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波堆積物</td> <td style="text-align: right;">約6,465,000トン</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">約27,090,000トン</td> </tr> </table>	廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約20,625,000トン		津波堆積物	約6,465,000トン		合 計	約27,090,000トン	
廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約20,625,000トン										
	津波堆積物	約6,465,000トン										
	合 計	約27,090,000トン										
13	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱										
13	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱										
15	3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関										

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																								
19 21	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="341 342 1403 548"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(3) 初動対応 ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="341 674 1403 1419"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	中部地方整備局	(3) 初動対応 ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。	機関名	内 容	ソフトバンク株式会社	(略)	(追加)		(追加)		<p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1528 342 2591 548"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(3) 初動対応 ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、<u>被災地へのアクセス確保</u>、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1528 674 2591 1419"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会</td> <td><u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</td> <td><u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	中部地方整備局	(3) 初動対応 ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、 <u>被災地へのアクセス確保</u> 、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。	機関名	内 容	ソフトバンク株式会社	(略)	一般社団法人日本建設業連合会	<u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>	株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(H29.4))</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (指定公共機関の追加(H27.10))</p> <p>(指定公共機関の追加(H29.7))</p>
機関名	内 容																										
中部地方整備局	(3) 初動対応 ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。																										
機関名	内 容																										
ソフトバンク株式会社	(略)																										
(追加)																											
(追加)																											
機関名	内 容																										
中部地方整備局	(3) 初動対応 ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、 <u>被災地へのアクセス確保</u> 、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。																										
機関名	内 容																										
ソフトバンク株式会社	(略)																										
一般社団法人日本建設業連合会	<u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>																										
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u>																										
22	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="341 1535 1403 1675"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1528 1535 2591 1675"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (指定地方公共機関の追加(H30.3))</p>																
機関名	内 容																										
一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)																										
機関名	内 容																										
一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)																										

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																								
<p>24</p> <p>24</p> <p>24</p> <p>26</p>	<p>(追加)</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 905 1418 1604"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1 (3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</td> </tr> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>(市) 防災課、地域協働課、学校教育課、高齢介護課、福祉課、社会福祉協議会</td> <td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 (追加) 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>(市) 防災課、商工課、土木課、環境課、農業水産課</td> <td>1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2 (2) 相談体制の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 自主防災組織の推進</p> <p>ウ 自主防災会等の連携体制の推進</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1 (3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、地域協働課、学校教育課、高齢介護課、福祉課、社会福祉協議会	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 (追加) 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	(市) 防災課、商工課、土木課、環境課、農業水産課	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2 (2) 相談体制の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討	<p>一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会</p> <p>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 905 2605 1604"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1 (3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</td> </tr> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>(市) 防災課、地域協働課、学校教育課、高齢介護課、社会福祉協議会</td> <td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>(市) 防災課、商工課、土木港湾課、環境課、農業水産課</td> <td>1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2 (2) 相談体制の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 自主防災組織の推進</p> <p>ウ 自主防災組織等の環境整備</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1 (3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、地域協働課、学校教育課、高齢介護課、社会福祉協議会	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	(市) 防災課、商工課、土木港湾課、環境課、農業水産課	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2 (2) 相談体制の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加)</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1 (3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																									
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、地域協働課、学校教育課、高齢介護課、福祉課、社会福祉協議会	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 (追加) 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																									
第3節 企業防災の促進	(市) 防災課、商工課、土木課、環境課、農業水産課	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2 (2) 相談体制の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1 (3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																									
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、地域協働課、学校教育課、高齢介護課、社会福祉協議会	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																									
第3節 企業防災の促進	(市) 防災課、商工課、土木港湾課、環境課、農業水産課	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2 (2) 相談体制の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討																									

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由
26	<p><u>いざという時には、日頃から地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市は平時から、防災に関するNPO及び自主防災組織及び防災関係機関（消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体等）との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、震災時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。 (追加)</p>	<p><u>市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u></p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、震災時においてボランティアの受入れ活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 <u>(3) 連携体制の確保</u> <u>日頃から地域の防災関係者間の連携をとることが重要である。そのため、県及び市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画との整合)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>
27	<p>(追加)</p>	<p><u>(4) 市における措置</u> 市は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、<u>女性防火防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</u></p>	
27 27	<p>2 自主防災会における措置 (2) 警戒宣言発令時の活動 ウ <u>高齢者や病人の安全確保</u></p>	<p>2 自主防災会における措置 (2) 警戒宣言発令時の活動 ウ <u>要配慮者の安全確保</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
28 28	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。 (ア) <u>市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。</u></p>	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。 (ア) <u>市は、ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保して、碧南市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを開設する。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																																				
31	第2章 建築物等の安全化																																						
31	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 506 1418 1087"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 建築物の耐震推進</td> <td>(市) 防災課、行政課、庶務課、こども課、建築課、資産活用課、水道課、下水道課、土木課、公園緑地課、生涯学習課、健康課、福祉課、高齢介護課、農業水産課始め全課、全施設</td> <td>1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 2 耐震改修促進計画 3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通関係施設等の整備</td> <td>(市) 防災課、土木課、都市計画課、消防署</td> <td>1 施設管理者等における措置 2 道路施設 3 交通安全施設等 4 鉄道 5 港湾・漁港</td> </tr> <tr> <td>第3節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</td> <td>(市) 防災課、土木課、下水道課、水道課、農業水産課、公園緑地課、健康課、市民病院、こども課、(教) 庶務課、消防署</td> <td>1 市における措置 2 地震対策緊急整備事業計画 3 地震防災緊急事業五箇年計画 4 単独事業</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 建築物の耐震推進	(市) 防災課、行政課、庶務課、こども課、建築課、資産活用課、水道課、下水道課、土木課、公園緑地課、生涯学習課、健康課、福祉課、高齢介護課、農業水産課始め全課、全施設	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 2 耐震改修促進計画 3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備	第2節 交通関係施設等の整備	(市) 防災課、土木課、都市計画課、消防署	1 施設管理者等における措置 2 道路施設 3 交通安全施設等 4 鉄道 5 港湾・漁港	第3節	(略)	(略)	第4節	(略)	(略)	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(市) 防災課、土木課、下水道課、水道課、農業水産課、公園緑地課、健康課、市民病院、こども課、(教) 庶務課、消防署	1 市における措置 2 地震対策緊急整備事業計画 3 地震防災緊急事業五箇年計画 4 単独事業	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 506 2605 1087"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 建築物の耐震推進</td> <td>(市) 防災課、行政課、庶務課、こども課、建築課、資産活用課、水道課、下水道課、土木港湾課、都市整備課、生涯学習課、健康課、福祉課、高齢介護課、農業水産課始め全課、全施設</td> <td>1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 2 耐震改修促進計画 3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通関係施設等の整備</td> <td>(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、消防署</td> <td>1 施設管理者等における措置 2 道路施設 3 交通安全施設等 4 鉄道 5 港湾・漁港</td> </tr> <tr> <td>第3節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</td> <td>(市) 防災課、土木港湾課、下水道課、水道課、農業水産課、都市整備課、健康課、市民病院、こども課、庶務課、消防署</td> <td>1 市における措置 2 地震対策緊急整備事業計画 3 地震防災緊急事業五箇年計画 4 単独事業</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 建築物の耐震推進	(市) 防災課、行政課、庶務課、こども課、建築課、資産活用課、水道課、下水道課、土木港湾課、都市整備課、生涯学習課、健康課、福祉課、高齢介護課、農業水産課始め全課、全施設	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 2 耐震改修促進計画 3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備	第2節 交通関係施設等の整備	(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、消防署	1 施設管理者等における措置 2 道路施設 3 交通安全施設等 4 鉄道 5 港湾・漁港	第3節	(略)	(略)	第4節	(略)	(略)	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(市) 防災課、土木港湾課、下水道課、水道課、農業水産課、都市整備課、健康課、市民病院、こども課、庶務課、消防署	1 市における措置 2 地震対策緊急整備事業計画 3 地震防災緊急事業五箇年計画 4 単独事業	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (課名修正)</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																																					
第1節 建築物の耐震推進	(市) 防災課、行政課、庶務課、こども課、建築課、資産活用課、水道課、下水道課、土木課、公園緑地課、生涯学習課、健康課、福祉課、高齢介護課、農業水産課始め全課、全施設	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 2 耐震改修促進計画 3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備																																					
第2節 交通関係施設等の整備	(市) 防災課、土木課、都市計画課、消防署	1 施設管理者等における措置 2 道路施設 3 交通安全施設等 4 鉄道 5 港湾・漁港																																					
第3節	(略)	(略)																																					
第4節	(略)	(略)																																					
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(市) 防災課、土木課、下水道課、水道課、農業水産課、公園緑地課、健康課、市民病院、こども課、(教) 庶務課、消防署	1 市における措置 2 地震対策緊急整備事業計画 3 地震防災緊急事業五箇年計画 4 単独事業																																					
区 分	機関名	主 な 措 置																																					
第1節 建築物の耐震推進	(市) 防災課、行政課、庶務課、こども課、建築課、資産活用課、水道課、下水道課、土木港湾課、都市整備課、生涯学習課、健康課、福祉課、高齢介護課、農業水産課始め全課、全施設	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 2 耐震改修促進計画 3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備																																					
第2節 交通関係施設等の整備	(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、消防署	1 施設管理者等における措置 2 道路施設 3 交通安全施設等 4 鉄道 5 港湾・漁港																																					
第3節	(略)	(略)																																					
第4節	(略)	(略)																																					
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(市) 防災課、土木港湾課、下水道課、水道課、農業水産課、都市整備課、健康課、市民病院、こども課、庶務課、消防署	1 市における措置 2 地震対策緊急整備事業計画 3 地震防災緊急事業五箇年計画 4 単独事業																																					
32																																							
34	<p>第2節 交通関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p>	<p>第2節 交通関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p>																																					
35	<p>(2) 緊急輸送道路の指定</p> <table border="1" data-bbox="338 1478 1418 1835"> <tbody> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>くしの歯ルート</td> <td>津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)</td> </tr> </tbody> </table>	第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)	<p>(2) 緊急輸送道路の指定</p> <table border="1" data-bbox="1525 1478 2605 1835"> <tbody> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>くしの歯ルート</td> <td>津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)</td> </tr> </tbody> </table>	第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>																								
第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路																																						
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路																																						
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)																																						
第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路																																						
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路																																						
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)																																						

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="338 344 617 430">第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)</td> <td data-bbox="626 344 1415 430">第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路</td> </tr> </table>	第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)	第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1525 344 1804 430">第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)</td> <td data-bbox="1813 344 2602 430">第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路</td> </tr> </table>	第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)	第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路									
第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)	第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路														
第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)	第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路														
38	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p>	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p>													
40	<p>4 上水道</p>	<p>4 上水道</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>												
	<p>(2) 応急給水用資機材の点検補修 給水タンク、給水袋等、消毒用塩素剤、水質検査用器具（残塩計、PH計、濁度計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。 ◆資料編（資料10-1）<u>応急給水用資機材(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充</u></p>	<p>(2) 応急給水用資機材の点検補修 給水タンク、給水袋等、消毒用塩素剤、水質検査用器具（残塩計、PH計、濁度計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。 ◆資料編（資料10-1）<u>応急給水用資機材</u></p>	<p>（表記の整理）</p>												
40	<p>(4) 防災非常時の協力体制の確立 [参照項目] 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3-3 水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村、県及び日本水道協会へ<u>応援を要請し、応援の要請を受けた者は、これらに積極的に協力する。</u></p>	<p>(4) 防災非常時の協力体制の確立 [参照項目] 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3-3 水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村、県及び日本水道協会へ<u>応援を要請する。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）</p>												
44	<p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>	<p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>												
45	<p>4 単独事業</p>	<p>4 単独事業</p>	<p>（表記の整理）</p>												
	<p>(1) 防災対策事業 市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した<u>防災対策事業（防災基盤整備事業・公共施設等耐震化事業）</u>を実施する。</p>	<p>(1) 防災対策事業 市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した<u>防災対策事業</u>を実施する。</p>													
48	<p>第3章 都市の防災性の向上</p>	<p>第3章 都市の防災性の向上</p>													
48	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1791 602 1837">区 分</th> <th data-bbox="611 1791 816 1837">担 当 課</th> <th data-bbox="825 1791 1391 1837">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	担 当 課	主 な 措 置				<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 1791 1798 1837">区 分</th> <th data-bbox="1807 1791 2012 1837">担 当 課</th> <th data-bbox="2021 1791 2588 1837">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	担 当 課	主 な 措 置				<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>
区 分	担 当 課	主 な 措 置													
区 分	担 当 課	主 な 措 置													

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 342 605 436">第1節 都市計画のマスタープラン等の作成</td> <td data-bbox="605 342 813 436">(市) 都市計画課</td> <td data-bbox="813 342 1389 436">1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 436 605 531">第2節 防災上重要な都市施設の整備</td> <td data-bbox="605 436 813 531">(市) 土木課、都市計画課、公園緑地課、消防署</td> <td data-bbox="813 436 1389 531">1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 531 605 625">第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td data-bbox="605 531 813 625">(市) 防災課、都市計画課、建築課</td> <td data-bbox="813 531 1389 625">1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 625 605 720">第4節 市街地の面的な整備・改善</td> <td data-bbox="605 625 813 720">(市) 防災課、土木課、都市計画課、公園緑地課、区画整理課</td> <td data-bbox="813 625 1389 720">1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画</td> </tr> </table>	第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	(市) 都市計画課	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定	第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) 土木課、都市計画課、公園緑地課、消防署	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備	第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 防災課、都市計画課、建築課	1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策	第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、土木課、都市計画課、公園緑地課、区画整理課	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 342 1792 436">第1節 都市計画のマスタープラン等の作成</td> <td data-bbox="1792 342 2000 436">(市) 都市計画課</td> <td data-bbox="2000 342 2576 436">1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 436 1792 531">第2節 防災上重要な都市施設の整備</td> <td data-bbox="1792 436 2000 531">(市) 土木港湾課、都市計画課、都市整備課、消防署</td> <td data-bbox="2000 436 2576 531">1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 531 1792 625">第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td data-bbox="1792 531 2000 625">(市) 防災課、都市計画課、建築課</td> <td data-bbox="2000 531 2576 625">1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 625 1792 720">第4節 市街地の面的な整備・改善</td> <td data-bbox="1792 625 2000 720">(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、都市整備課</td> <td data-bbox="2000 625 2576 720">1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画</td> </tr> </table>	第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	(市) 都市計画課	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定	第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) 土木港湾課、都市計画課、都市整備課、消防署	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備	第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 防災課、都市計画課、建築課	1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策	第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、都市整備課	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画	(課名修正)
第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	(市) 都市計画課	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定																									
第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) 土木課、都市計画課、公園緑地課、消防署	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備																									
第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 防災課、都市計画課、建築課	1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策																									
第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、土木課、都市計画課、公園緑地課、区画整理課	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画																									
第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	(市) 都市計画課	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定																									
第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) 土木港湾課、都市計画課、都市整備課、消防署	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備																									
第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 防災課、都市計画課、建築課	1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策																									
第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、都市整備課	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画																									
51	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防																									
51	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 972 566 1014">区分</th> <th data-bbox="566 972 783 1014">機関名</th> <th data-bbox="783 972 1368 1014">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1014 566 1077">第2節 液状化対策の推進</td> <td data-bbox="566 1014 783 1077">(市) 防災課、土木課</td> <td data-bbox="783 1014 1368 1077">1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1077 566 1224">第4節 土砂災害の防止</td> <td data-bbox="566 1077 783 1224">(市) 防災課、土木課</td> <td data-bbox="783 1077 1368 1224">1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 液状化対策の推進	(市) 防災課、土木課	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及	第4節 土砂災害の防止	(市) 防災課、土木課	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 (追加)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1507 972 1754 1014">区分</th> <th data-bbox="1754 972 1970 1014">機関名</th> <th data-bbox="1970 972 2555 1014">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1507 1014 1754 1077">第2節 液状化対策の推進</td> <td data-bbox="1754 1014 1970 1077">(市) 防災課、土木港湾課</td> <td data-bbox="1970 1014 2555 1077">1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1077 1754 1224">第4節 土砂災害の防止</td> <td data-bbox="1754 1077 1970 1224">(市) 防災課、土木港湾課</td> <td data-bbox="1970 1077 2555 1224">1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 液状化対策の推進	(市) 防災課、土木港湾課	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及	第4節 土砂災害の防止	(市) 防災課、土木港湾課	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)</p>						
区分	機関名	主な措置																									
第2節 液状化対策の推進	(市) 防災課、土木課	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及																									
第4節 土砂災害の防止	(市) 防災課、土木課	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 (追加)																									
区分	機関名	主な措置																									
第2節 液状化対策の推進	(市) 防災課、土木港湾課	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及																									
第4節 土砂災害の防止	(市) 防災課、土木港湾課	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成																									
52	<p>第4節 土砂災害の防止</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第4節 土砂災害の防止</p> <p>1 市における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>																								
52	<p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>避難体制の充実・強化を図る。</u></p> <p>① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>警戒避難体制の充実・強化を図る。</u></p> <p>① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 <u>(④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)</u></p> <p>② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④ 警戒区域内に、<u>要配慮者利用施設</u> (社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設) <u>であって、急傾斜地の</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>																								

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由												
54	確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地	崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地													
55	(3) (略) (追加)	(3) (略) (4) <u>要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</u> <u>要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</u> <u>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (土砂災害防止法の改正(H29.6))												
56	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備													
56	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (課名修正)												
56	<table border="1" data-bbox="320 1165 1374 1585"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(市) 防災課、秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 防災課、秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署	(略)	<table border="1" data-bbox="1507 1165 2561 1585"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(市) 防災課、秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木港湾課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、<u>県</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 防災課、秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木港湾課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、 <u>県</u>	(略)	
区分	機関名	主な措置													
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 防災課、秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 防災課、秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木港湾課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、 <u>県</u>	(略)													
56	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	2. 碧南市各部局における活動の反映等												
56	1 市及び防災関係機関における措置 (1) (略) (2) 防災用拠点施設の整備促進 市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び	1 市及び防災関係機関における措置 (1) (略) (2) 防災用拠点施設の整備促進 市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び	(表記の整理)												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																								
59	<p>応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、庁舎や避難所等、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。 <u>（追加）</u></p> <p>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信施設・設備等</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備 <u>（追加）</u></p>	<p>応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、庁舎や避難所等、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。 <u>また、庁舎においては災害対策本部機能の保全を図るため、太陽光発電設備や蓄電システムを整備する。</u></p> <p>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p><u>市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、</u>電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備</p> <p><u>大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画との整合)</p>																								
60	<p>エ 防災情報システムの整備</p> <p>県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>また、市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p>	<p>エ <u>ヘリコプターテレビ電送システムの整備</u></p> <p><u>県は、被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>																								
61 61	<p>7 非常用水源の確保</p> <p>(1) 給水対象及び給水量</p> <table border="1" data-bbox="371 1659 1409 1858"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量 (リットル/人・日)</th> <th>住民の水の運搬距離</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生～3日</td> <td>3</td> <td>おおむね1km以内</td> <td>ポリタンク、給水車、<u>ウォーターパック</u></td> </tr> <tr> <td>4日～10日</td> <td>20</td> <td>おおむね250m以内</td> <td>ポリタンク、給水車、<u>ウォーターパック</u>、配水幹線等からの仮設給</td> </tr> </tbody> </table>	地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法	発生～3日	3	おおむね1km以内	ポリタンク、給水車、 <u>ウォーターパック</u>	4日～10日	20	おおむね250m以内	ポリタンク、給水車、 <u>ウォーターパック</u> 、配水幹線等からの仮設給	<p>7 非常用水源の確保</p> <p>(1) 給水対象及び給水量</p> <table border="1" data-bbox="1558 1659 2597 1858"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量 (リットル/人・日)</th> <th>住民の水の運搬距離</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生～3日</td> <td>3</td> <td>おおむね1km以内</td> <td>給水車、<u>給水袋等</u></td> </tr> <tr> <td>4日～14日</td> <td>20</td> <td>おおむね250m以内</td> <td>ポリタンク、給水車、<u>給水袋等、応急給水栓</u></td> </tr> </tbody> </table>	地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法	発生～3日	3	おおむね1km以内	給水車、 <u>給水袋等</u>	4日～14日	20	おおむね250m以内	ポリタンク、給水車、 <u>給水袋等、応急給水栓</u>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法																								
発生～3日	3	おおむね1km以内	ポリタンク、給水車、 <u>ウォーターパック</u>																								
4日～10日	20	おおむね250m以内	ポリタンク、給水車、 <u>ウォーターパック</u> 、配水幹線等からの仮設給																								
地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法																								
発生～3日	3	おおむね1km以内	給水車、 <u>給水袋等</u>																								
4日～14日	20	おおむね250m以内	ポリタンク、給水車、 <u>給水袋等、応急給水栓</u>																								

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																																																																																				
	<table border="1" data-bbox="371 342 1415 445"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>水栓</td> </tr> <tr> <td>11日～21日</td> <td>100</td> <td>おおむね100m以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>22日～28日</td> <td>被災前給水量（約250）</td> <td>おおむね10m以内</td> <td>仮配管からの各給水共用栓</td> </tr> </table> <p>(2) 非常用水源の確保</p> <table border="1" data-bbox="379 487 1299 1001"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>配水施設能力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>2,000 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,500 m³</td> <td>2,400 m³/日 予備用</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> <td>31,730 m³/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2配水場貯水槽</td> <td>8 m³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2配水場新管理棟前給水広場</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2配水場西南角給水広場</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				水栓	11日～21日	100	おおむね100m以内	同上	22日～28日	被災前給水量（約250）	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓	名称	貯水量	配水施設能力	備考	第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³		2号配水池	3,500 m ³		合計	5,500 m ³	2,400 m ³ /日 予備用	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³		2号配水池	5,500 m ³		3号配水池	5,000 m ³		4号配水池	5,000 m ³		合計	21,000 m ³	31,730 m ³ /日		第2配水場貯水槽	8 m ³			第2配水場新管理棟前給水広場				第2配水場西南角給水広場				<table border="1" data-bbox="1558 342 2602 411"> <tr> <td>15日～21日</td> <td>100</td> <td>おおむね100m以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>22日～28日</td> <td>被災前給水量（約250）</td> <td>おおむね10m以内</td> <td>仮配管からの各給水共用栓</td> </tr> </table> <p>(2) 非常用水源の確保</p> <table border="1" data-bbox="1567 453 2279 837"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>2,000 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,500 m³ 予備用</td> </tr> </tbody> </table>	15日～21日	100	おおむね100m以内	同上	22日～28日	被災前給水量（約250）	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓	名称	貯水量	備考	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³	2号配水池	5,500 m ³	3号配水池	5,000 m ³	4号配水池	5,000 m ³	合計	21,000 m ³	第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³	2号配水池	3,500 m ³	合計	5,500 m ³ 予備用	
			水栓																																																																																				
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上																																																																																				
22日～28日	被災前給水量（約250）	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓																																																																																				
名称	貯水量	配水施設能力	備考																																																																																				
第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³																																																																																					
	2号配水池	3,500 m ³																																																																																					
	合計	5,500 m ³	2,400 m ³ /日 予備用																																																																																				
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																																																																																					
	2号配水池	5,500 m ³																																																																																					
	3号配水池	5,000 m ³																																																																																					
	4号配水池	5,000 m ³																																																																																					
合計	21,000 m ³	31,730 m ³ /日																																																																																					
第2配水場貯水槽	8 m ³																																																																																						
第2配水場新管理棟前給水広場																																																																																							
第2配水場西南角給水広場																																																																																							
15日～21日	100	おおむね100m以内	同上																																																																																				
22日～28日	被災前給水量（約250）	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓																																																																																				
名称	貯水量	備考																																																																																					
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																																																																																					
	2号配水池	5,500 m ³																																																																																					
	3号配水池	5,000 m ³																																																																																					
	4号配水池	5,000 m ³																																																																																					
	合計	21,000 m ³																																																																																					
第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³																																																																																					
	2号配水池	3,500 m ³																																																																																					
	合計	5,500 m ³ 予備用																																																																																					
64	<h3>第6章 避難行動の促進対策</h3>	<h3>第6章 避難行動の促進対策</h3>																																																																																					
64	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。 ○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 ○ 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。 	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。 ○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示 （緊急） 等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 ○ 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。 	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）</p>																																																																																				
64	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 1701 1403 1856"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体</td> <td>(市) 防災課、<u>秘書情報課</u></td> <td>1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1701 2591 1856"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報や避難指示 （緊急） 等の情</td> <td>(市) 防災課、<u>経営企画課</u></td> <td>1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報や避難指示 （緊急） 等の情	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の</p>																																																																								
区分	機関名	主な措置																																																																																					
第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保																																																																																					
区分	機関名	主な措置																																																																																					
第1節 津波警報や避難指示 （緊急） 等の情	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保																																																																																					

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 342 534 453">制の整備</td> <td data-bbox="534 342 854 453"></td> <td data-bbox="854 342 1403 453"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 453 534 604">第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等</td> <td data-bbox="534 453 854 604">（市）防災課、<u>土木課</u></td> <td data-bbox="854 453 1403 604">1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 604 534 726">第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td data-bbox="534 604 854 726">（市）防災課</td> <td data-bbox="854 604 1403 726">1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) 事前準備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 726 534 827">第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td data-bbox="534 726 854 827">（市）防災課、<u>土木課</u>、警察署、防災上重要な施設の管理者</td> <td data-bbox="854 726 1403 827">避難計画の作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 827 534 945">第5節 避難に関する意識啓発</td> <td data-bbox="534 827 854 945">（市）防災課</td> <td data-bbox="854 827 1403 945">1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記</td> </tr> </table>	制の整備			第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	（市）防災課、 <u>土木課</u>	1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定	第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	（市）防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) 事前準備	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	（市）防災課、 <u>土木課</u> 、警察署、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成	第5節 避難に関する意識啓発	（市）防災課	1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 342 1721 453">報伝達体制の整備</td> <td data-bbox="1721 342 2041 453"></td> <td data-bbox="2041 342 2591 453"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 453 1721 604">第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等</td> <td data-bbox="1721 453 2041 604">（市）防災課、<u>土木港湾課</u></td> <td data-bbox="2041 453 2591 604">1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 604 1721 726">第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td data-bbox="1721 604 2041 726">（市）防災課</td> <td data-bbox="2041 604 2591 726">1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 726 1721 827">第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td data-bbox="1721 726 2041 827">（市）防災課、<u>土木港湾課</u>、警察署、防災上重要な施設の管理者</td> <td data-bbox="2041 726 2591 827">避難計画の作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 827 1721 945">第5節 避難に関する意識啓発</td> <td data-bbox="1721 827 2041 945">市）防災課、<u>経営企画課</u></td> <td data-bbox="2041 827 2591 945">1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記</td> </tr> </table>	報伝達体制の整備			第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u>	1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定	第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	（市）防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u> 、警察署、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成	第5節 避難に関する意識啓発	市）防災課、 <u>経営企画課</u>	1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記	<p>反映等 (課名修正)</p>
制の整備																																	
第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	（市）防災課、 <u>土木課</u>	1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定																															
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	（市）防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) 事前準備																															
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	（市）防災課、 <u>土木課</u> 、警察署、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成																															
第5節 避難に関する意識啓発	（市）防災課	1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記																															
報伝達体制の整備																																	
第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u>	1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定																															
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	（市）防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備																															
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u> 、警察署、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成																															
第5節 避難に関する意識啓発	市）防災課、 <u>経営企画課</u>	1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記																															
64	<p>第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</p>	<p>第1節 津波警報や避難指示 <u>(緊急)</u> 等の情報伝達体制の整備</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>																														
66	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 津波災害事象の特性に留意すること</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報</p> <p>ウ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</p> <p>(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域</p> <p>(イ) 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（<u>緊急</u>）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 津波災害事象の特性に留意すること</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報</p> <p>ウ 「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえる <u>とともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるように、具体的な区域を設定すること</u></p> <p>(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域</p> <p>(イ) 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (名称の変更) (表記の整理)</p>																														

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由
	<p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>カ 避難勧告等の発令基準等については、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的なものとする</p> <p>（追加）</p>	<p>区域</p> <p>オ <u>津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること</u></p> <p>カ 避難勧告等の発令基準等については、津波警報等が発表された場合、<u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令すること</u></p> <p>キ <u>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する可能性があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討すること</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （ガイドラインの改正）</p>
67	<p>(2) 判断基準の設定に係る助言 判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p>	<p>(2) 判断基準の設定に係る助言 判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）</p>
67	<p>(3) 事前準備 市は、避難勧告等の解除を行う際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>(3) 事前準備 市は、避難勧告等を発令しようとする場合、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	
68	<p>第5節 避難に関する意識啓発 1 市における措置 (2) 避難のための知識の普及</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発 1 市における措置 (2) 避難のための知識の普及</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （ガイドラインの改正）</p>
69	<p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ <u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退</u> 	<p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ <u>津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋</u> 	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由
69	<p><u>避場所）への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」での待避等を行うべきこと</u></p> <p>(3) その他 イ 市は、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。 <u>(追加)</u></p>	<p><u>内での安全確保措置とはせず、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること</u></p> <p>(3) その他 イ 市は、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。<u>また、設置に当たっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県避難誘導標識等設置指針の改定)</p>
70	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
72	<p>第1節 避難所の指定・整備 1 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備 1 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、<u>ホワイトボード</u>等</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>
73	<p>第2節 要配慮者支援対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>
74	<p>(3) 避難行動要支援者対策 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとする。 避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び自主防災会とする。 (略)</p>	<p>(3) 避難行動要支援者対策 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとする。 避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、<u>自主防災会及び町内会</u>とする。</p>	<p>(表記の整理)</p>
75	<p>オ 名簿情報の情報漏えいを防止 避難支援等関係者に対し、名簿を提供する際には、個人情報の保護に十分配</p>	<p>オ 名簿情報の情報漏えいを防止 避難支援等関係者に対し、名簿を提供する際には、個人情報の保護に十分配</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																		
77	<p>慮し、名簿情報の適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。 <u>(追加)</u></p> <p>カ 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>慮し、名簿情報の適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。<u>庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>カ <u>市は</u>、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所（一時避難場所、火災時退避場所）から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	(表記の整理)																		
77	<p align="center">第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 840 1418 1066"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 火災予防対策に関する指導</td> <td>消防署 <u>(追加)</u></td> <td>1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 火災予防対策に関する指導	消防署 <u>(追加)</u>	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進	<p align="center">第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 840 2605 1066"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 火災予防対策に関する指導</td> <td>消防署、<u>(市) 防災課</u></td> <td>1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 火災予防対策に関する指導	消防署、 <u>(市) 防災課</u>	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (課名修正)						
区 分	機関名	主 な 措 置																			
第1節 火災予防対策に関する指導	消防署 <u>(追加)</u>	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進																			
区 分	機関名	主 な 措 置																			
第1節 火災予防対策に関する指導	消防署、 <u>(市) 防災課</u>	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進																			
81	<p align="center">第9章 津波等予防対策</p>	<p align="center">第9章 津波等予防対策</p>																			
81	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 1302 1418 1648"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 津波防災体制の充実</td> <td>(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、<u>土木課</u>、下水道課、消防署、藤井達吉現代美術館</td> <td>1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 <u>不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置</u></td> </tr> <tr> <td>第4節 津波等防災事業の推進</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、<u>土木課</u>、資産活用課、商工課、<u>公園緑地課</u>、下水道課、消防署</td> <td>1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、 <u>土木課</u> 、下水道課、消防署、藤井達吉現代美術館	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 <u>不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置</u>	第4節 津波等防災事業の推進	(市) 防災課、農業水産課、 <u>土木課</u> 、資産活用課、商工課、 <u>公園緑地課</u> 、下水道課、消防署	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1302 2605 1648"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 津波防災体制の充実</td> <td>(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、<u>土木港湾課</u>、下水道課、消防署、藤井達吉現代美術館</td> <td>1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 <u>不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置</u></td> </tr> <tr> <td>第4節 津波等防災事業の推進</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、<u>土木港湾課</u>、資産活用課、商工課、<u>都市整備課</u>、下水道課、消防署</td> <td>1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、 <u>土木港湾課</u> 、下水道課、消防署、藤井達吉現代美術館	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 <u>不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置</u>	第4節 津波等防災事業の推進	(市) 防災課、農業水産課、 <u>土木港湾課</u> 、資産活用課、商工課、 <u>都市整備課</u> 、下水道課、消防署	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (課名修正)
区 分	機関名	主 な 措 置																			
第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、 <u>土木課</u> 、下水道課、消防署、藤井達吉現代美術館	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 <u>不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置</u>																			
第4節 津波等防災事業の推進	(市) 防災課、農業水産課、 <u>土木課</u> 、資産活用課、商工課、 <u>公園緑地課</u> 、下水道課、消防署	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等																			
区 分	機関名	主 な 措 置																			
第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、 <u>土木港湾課</u> 、下水道課、消防署、藤井達吉現代美術館	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 <u>不特定多数の者が出入りする施設の管理者における措置</u>																			
第4節 津波等防災事業の推進	(市) 防災課、農業水産課、 <u>土木港湾課</u> 、資産活用課、商工課、 <u>都市整備課</u> 、下水道課、消防署	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等																			
86	<p align="center">第10章 広域応援体制の整備</p>	<p align="center">第10章 広域応援体制の整備</p>																			

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由												
86	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 388 1415 525"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 広域応援体制の整備</td> <td>(市) 防災課、建築課、環境課、資産活用課、経営企画課、健康課、市民病院</td> <td>1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 広域応援体制の整備	(市) 防災課、建築課、環境課、資産活用課、経営企画課、健康課、市民病院	1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 388 2602 556"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 広域応援体制の整備</td> <td>(市) 防災課、建築課、環境課、資産活用課、秘書情報課、経営企画課、健康課、市民病院</td> <td>1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 広域応援体制の整備	(市) 防災課、建築課、環境課、資産活用課、 秘書情報課 、経営企画課、健康課、市民病院	1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)
区分	機関名	主な措置													
第2節 広域応援体制の整備	(市) 防災課、建築課、環境課、資産活用課、経営企画課、健康課、市民病院	1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備													
区分	機関名	主な措置													
第2節 広域応援体制の整備	(市) 防災課、建築課、環境課、資産活用課、 秘書情報課 、経営企画課、健康課、市民病院	1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備													
89	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上													
89	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 798 1415 1039"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>(市) 防災課、建築課、土木課</td> <td>1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 自動車運転者に対する広報 1 (4) 家庭内備蓄等の推進 1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市) 防災課、建築課、土木課	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 自動車運転者に対する広報 1 (4) 家庭内備蓄等の推進 1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 798 2602 1039"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>(市) 防災課、建築課、土木港湾課</td> <td>1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 自動車運転者に対する広報 1 (4) 家庭内備蓄等の推進 1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市) 防災課、建築課、 土木港湾課	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 自動車運転者に対する広報 1 (4) 家庭内備蓄等の推進 1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)
区分	機関名	主な措置													
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市) 防災課、建築課、土木課	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 自動車運転者に対する広報 1 (4) 家庭内備蓄等の推進 1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承													
区分	機関名	主な措置													
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市) 防災課、建築課、 土木港湾課	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 自動車運転者に対する広報 1 (4) 家庭内備蓄等の推進 1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承													
92	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市及び警察における措置</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市及び警察における措置</p>													
93	<p>(5) 地震保険の加入促進</p> <p>地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市町村等は、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</p>	<p>(5) 地震保険の加入促進</p> <p>地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市町村等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)												
94	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>1 市及び学校等管理者における措置</p> <p>(1) 児童生徒等に対する安全教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ）において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級会活動、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p>	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>1 市及び学校等管理者における措置</p> <p>(1) 児童生徒等に対する安全教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校、幼稚園及び保育所において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、学級会活動、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)												

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																																																																
94	<p>(2) 関係職員の専門的知識の<u>かん養</u>及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>かん養</u>及び技能の向上を図る。</p> <p>(4) 登下校（登降園）の安全確保 児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。</p> <p>ア 通学路の設定 (オ) 幼児の登降園については<u>原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。</u></p>	<p>(2) 関係職員の専門的知識の<u>涵（かん）養</u>及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>涵（かん）養</u>及び技能の向上を図る。</p> <p>(4) 登下校（登降園）の安全確保 児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校、<u>幼稚園及び保育所</u>ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。</p> <p>ア 通学路の設定 (オ) 幼児の登降園については、<u>保護者が付き添うものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>																																																																
95																																																																			
99	<p>第3編 災害応急対策</p>	<p>第3編 災害応急対策</p>																																																																	
99	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>																																																																	
105	<p>第3節 災害救助法の適用 1 県における措置</p>	<p>第3節 災害救助法の適用 1 県における措置</p>																																																																	
106	<p>(3) 市町村への委任</p> <table border="1" data-bbox="388 1362 1415 1808"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県	学用品の給与			<p>(3) 市町村への委任</p> <table border="1" data-bbox="1576 1362 2602 1808"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県	学用品の給与			<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (名称の変更)</p>
救助の種類	実施者																																																																		
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																	
避難所の設置	市（県が委任）																																																																		
応急仮設住宅の設置	県																																																																		
食品の給与	市（県が委任）																																																																		
飲料水の給与	市（県が委任）																																																																		
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																																																		
医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部																																																																	
被災者の救出	市（県が委任）																																																																		
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県																																																																	
学用品の給与																																																																			
救助の種類	実施者																																																																		
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																	
避難所の設置	市（県が委任）																																																																		
応急仮設住宅の設置	県																																																																		
食品の給与	市（県が委任）																																																																		
飲料水の給与	市（県が委任）																																																																		
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																																																		
医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部																																																																	
被災者の救出	市（県が委任）																																																																		
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県																																																																	
学用品の給与																																																																			

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																				
	<table border="1"> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> </table>	市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県	埋葬	市（県が委任）	死体の捜索及び処理	市（県が委任）	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）	<table border="1"> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td>県（<u>県文化部、教育委員会</u>）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> </table>	市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（ <u>県文化部、教育委員会</u> ）	埋葬	市（県が委任）	死体の捜索及び処理	市（県が委任）	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）	
市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																						
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県																						
埋葬	市（県が委任）																						
死体の捜索及び処理	市（県が委任）																						
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）																						
市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																						
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（ <u>県文化部、教育委員会</u> ）																						
埋葬	市（県が委任）																						
死体の捜索及び処理	市（県が委任）																						
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）																						
108	<h2>第2章 避難行動</h2>	<h2>第2章 避難行動</h2>																					
108	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達</td> <td>(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u></td> <td>1 (1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 1 (2) 伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 1 (3) 緊急地震速報の住民等への伝達 1 (4) 沿岸における津波の自衛措置 2 津波警報等情報の伝達 3 発見者の通報義務</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報等の伝達	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	1 (1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 1 (2) 伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 1 (3) 緊急地震速報の住民等への伝達 1 (4) 沿岸における津波の自衛措置 2 津波警報等情報の伝達 3 発見者の通報義務	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達</td> <td>(市) 防災課、 <u>経営企画課</u></td> <td>1 (1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 1 (2) 伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 1 (3) 緊急地震速報の住民等への伝達 1 (4) 沿岸における津波の自衛措置 2 津波警報等情報の伝達 3 発見者の通報義務</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報等の伝達	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	1 (1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 1 (2) 伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 1 (3) 緊急地震速報の住民等への伝達 1 (4) 沿岸における津波の自衛措置 2 津波警報等情報の伝達 3 発見者の通報義務	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (課名修正)</p>								
区分	機関名	主な措置																					
第1節 津波警報等の伝達	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	1 (1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 1 (2) 伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 1 (3) 緊急地震速報の住民等への伝達 1 (4) 沿岸における津波の自衛措置 2 津波警報等情報の伝達 3 発見者の通報義務																					
区分	機関名	主な措置																					
第1節 津波警報等の伝達	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	1 (1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 1 (2) 伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 1 (3) 緊急地震速報の住民等への伝達 1 (4) 沿岸における津波の自衛措置 2 津波警報等情報の伝達 3 発見者の通報義務																					
108	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 市における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																				
109	<p>(3) 市は、受信した緊急地震速報を<u>地域衛星通信ネットワーク</u>や市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p>	<p>(3) 市は、受信した緊急地震速報を<u>市</u>防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p>	<p>(表記の整理)</p>																				
111	<p>第2節 避難の指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 避難指示等</p>	<p>第2節 避難の指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 避難指示等</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>																				

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由												
114	<p>津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示（緊急）等を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示（緊急）を行うなど、速やかに的確な避難指示（緊急）等を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>													
115	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 835 1418 1031"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 広報・広聴</td> <td>(市) 防災課、 秘書情報課</td> <td>1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施方法 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 広聴活動</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第3節 広報・広聴	(市) 防災課、 秘書情報課	1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施方法 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 広聴活動	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 835 2605 1031"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 広報・広聴</td> <td>(市) 防災課、 <u>経営企画課</u></td> <td>1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施方法 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 広聴活動</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第3節 広報・広聴	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施方法 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 広聴活動	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (課名修正)</p>
区 分	機関名	主 な 措 置													
第3節 広報・広聴	(市) 防災課、 秘書情報課	1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施方法 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 広聴活動													
区 分	機関名	主 な 措 置													
第3節 広報・広聴	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施方法 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 広聴活動													
115	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 被害状況等の収集、伝達系統</p> <p>(8) <u>必要に応じてモーターサイクリストレスキュークラブ（以下、MRC）に協力を要請し、オートバイの機動性・利便性を有効活用する。</u></p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 被害状況等の収集、伝達系統</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>												
118	<p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>												
119	<p>(3) 衛星通信施設の使用</p> <p>市は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の受伝達に努める。</p>	<p>(3) 衛星通信施設の使用</p> <p>市は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを<u>活用した衛星通信施設により</u>、映像を含む情報の受伝達に努める。</p>	<p>(表記の整理)</p>												
123	<p style="text-align: center;">第4章 応援協力・派遣要請</p>	<p style="text-align: center;">第4章 応援協力・派遣要請</p>													

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																																																
123 124	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="311 401 1391 1058"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>(市) 防災課、<u>経営企画課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等による広域応援等</td> <td>(市) 防災課、<u>経営企画課</u>、<u>消防署</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>(市) 防災課、<u>経営企画課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入れ</td> <td>(市) 防災課、<u>地域協働課</u>、<u>社会福祉協議会</u></td> <td>1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体 (追加)</td> </tr> <tr> <td>第5節 労務計画</td> <td>(市) 防災課、<u>経営企画課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 防災活動拠点の確保</td> <td>(市) 防災課、<u>経営企画課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</td> <td>(市) 防災課、<u>土木課</u>、<u>健康課</u>、<u>経営企画課</u>、<u>行政課</u>、<u>資産活用課</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 応援協力	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	(略)	第2節 応援部隊等による広域応援等	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u> 、 <u>消防署</u>	(略)	第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	(略)	第4節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、 <u>地域協働課</u> 、 <u>社会福祉協議会</u>	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体 (追加)	第5節 労務計画	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	(略)	第6節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	(略)	第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 防災課、 <u>土木課</u> 、 <u>健康課</u> 、 <u>経営企画課</u> 、 <u>行政課</u> 、 <u>資産活用課</u>	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1498 401 2579 1079"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>(市) 防災課、<u>秘書情報課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等による広域応援等</td> <td>(市) 防災課、<u>秘書情報課</u>、<u>消防署</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>(市) 防災課、<u>秘書情報課</u>、<u>経営企画課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入れ</td> <td>(市) 防災課、<u>地域協働課</u>、<u>社会福祉協議会</u></td> <td>1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体 4 <u>ボランティア団体との連携</u></td> </tr> <tr> <td>第5節 労務計画</td> <td>(市) 防災課、<u>秘書情報課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 防災活動拠点の確保</td> <td>(市) 防災課、<u>秘書情報課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</td> <td>(市) 防災課、<u>土木港湾課</u>、<u>健康課</u>、<u>秘書情報課</u>、<u>行政課</u>、<u>資産活用課</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 応援協力	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	(略)	第2節 応援部隊等による広域応援等	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u> 、 <u>消防署</u>	(略)	第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u> 、 <u>経営企画課</u>	(略)	第4節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、 <u>地域協働課</u> 、 <u>社会福祉協議会</u>	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体 4 <u>ボランティア団体との連携</u>	第5節 労務計画	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	(略)	第6節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	(略)	第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 <u>健康課</u> 、 <u>秘書情報課</u> 、 <u>行政課</u> 、 <u>資産活用課</u>	(略)	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)</p>
区分	機関名	主な措置																																																	
第1節 応援協力	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	(略)																																																	
第2節 応援部隊等による広域応援等	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u> 、 <u>消防署</u>	(略)																																																	
第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	(略)																																																	
第4節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、 <u>地域協働課</u> 、 <u>社会福祉協議会</u>	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体 (追加)																																																	
第5節 労務計画	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	(略)																																																	
第6節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	(略)																																																	
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 防災課、 <u>土木課</u> 、 <u>健康課</u> 、 <u>経営企画課</u> 、 <u>行政課</u> 、 <u>資産活用課</u>	(略)																																																	
区分	機関名	主な措置																																																	
第1節 応援協力	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	(略)																																																	
第2節 応援部隊等による広域応援等	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u> 、 <u>消防署</u>	(略)																																																	
第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u> 、 <u>経営企画課</u>	(略)																																																	
第4節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、 <u>地域協働課</u> 、 <u>社会福祉協議会</u>	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体 4 <u>ボランティア団体との連携</u>																																																	
第5節 労務計画	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	(略)																																																	
第6節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、 <u>秘書情報課</u>	(略)																																																	
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 <u>健康課</u> 、 <u>秘書情報課</u> 、 <u>行政課</u> 、 <u>資産活用課</u>	(略)																																																	
124	<p>第1節 応援協力</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第1節 応援協力</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</u></p> <p><u>市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>																																																
128 129	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市及び社会福祉協議会における措置</p> <p>(1) <u>市及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し</u>、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p>	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市及び社会福祉協議会における措置</p> <p><u>(1) 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを速やかに開設し</u>、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>																																																
129	<p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p>	<p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																																

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由
<p>129</p> <p>129</p> <p>130</p> <p>139</p> <p>143</p> <p>145</p> <p>149</p>	<p>(追加)</p> <p>3 協力が予想されるボランティア団体</p> <p>[参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画14.2.2 碧南防災ボランティア連絡会、碧南市赤十字奉仕団、碧南アマチュア無線防災グループ、MRC、県内外からのボランティア</p> <p>第5節 労務計画 2 労務者の雇用 (1) 雇用方法 ア 日雇労務者 公共職業安定所の<u>男子</u>登録日雇労務者（無技能者、有技能者—大工・石工等）</p> <p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p> <p>第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画 (4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止 <u>震度5弱以上の地震</u>が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。</p> <p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (2) 防疫活動</p>	<p>3 <u>ボランティア団体等との連携</u> <u>市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u></p> <p>4 <u>協力が予想されるボランティア団体等</u></p> <p>[参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画14.2.2 碧南防災ボランティア連絡会、碧南市赤十字奉仕団、碧南アマチュア無線防災グループ、<u>県内外</u>からのボランティア</p> <p>第5節 労務計画 2 労務者の雇用 (1) 雇用方法 ア 日雇労務者 公共職業安定所の<u>登録</u>日雇労務者（無技能者、有技能者—大工・石工等）</p> <p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p> <p>第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画 (4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止 <u>大規模な</u>地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。</p> <p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (2) 防疫活動</p>	<p>(対策の追加)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																																																																																				
150	<p>イ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>による生活の用に供される水の供給を実施する。</p> <p>(5) 健康管理 イ 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</p>	<p>イ <u>感染症法</u>による生活の用に供される水の供給を実施する。</p> <p>(5) 健康管理 イ 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ<u>医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県災害時保健師活動マニュアルとの整合）</p>																																																																																				
153	<p align="center">第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p align="center">第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p>																																																																																					
153	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="320 1060 1406 1388"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県</td> <td colspan="4">○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○二次災害防止のための交通規制</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○情報の提供</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○応援要求</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○県車両等の配備態勢整備</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○関係機関に対する協力要請</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○緊急輸送車両等の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有				○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保				○二次災害防止のための交通規制				○情報の提供				○応急対策の実施				○応援要求				○県車両等の配備態勢整備				○関係機関に対する協力要請				○緊急輸送車両等の確保				<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1507 1060 2594 1388"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県</td> <td colspan="4">○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 <u>(※)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">○二次災害防止のための交通規制</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○情報の提供</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○応援要求</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○県車両等の配備態勢整備</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○関係機関に対する協力要請</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○緊急輸送車両等の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有				○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 <u>(※)</u>				○二次災害防止のための交通規制				○情報の提供				○応急対策の実施				○応援要求				○県車両等の配備態勢整備				○関係機関に対する協力要請				○緊急輸送車両等の確保				<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （対策の追加）</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																																			
県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有																																																																																						
	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保																																																																																						
	○二次災害防止のための交通規制																																																																																						
	○情報の提供																																																																																						
	○応急対策の実施																																																																																						
	○応援要求																																																																																						
	○県車両等の配備態勢整備																																																																																						
	○関係機関に対する協力要請																																																																																						
	○緊急輸送車両等の確保																																																																																						
	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																																		
県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有																																																																																						
	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 <u>(※)</u>																																																																																						
	○二次災害防止のための交通規制																																																																																						
	○情報の提供																																																																																						
	○応急対策の実施																																																																																						
	○応援要求																																																																																						
	○県車両等の配備態勢整備																																																																																						
	○関係機関に対する協力要請																																																																																						
	○緊急輸送車両等の確保																																																																																						
	154	<p>(追加)</p>	<p>※ <u>地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合中部支部）により実施</u></p>																																																																																				
154	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 1633 1406 1862"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)</td> <td>(市) 防災課、土木課 県警察、自衛隊、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路施設対策</td> <td>(市) 防災課、土木課 中部地方整備局 愛知県道路公社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 防災課、土木課 県警察、自衛隊、消防署	(略)	第2節 道路施設対策	(市) 防災課、土木課 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1633 2594 1862"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)</td> <td>(市) 防災課、<u>土木港湾課</u> 県警察、自衛隊、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路施設対策</td> <td>(市) 防災課、<u>土木港湾課</u> 中部地方整備局 愛知県道路公社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 県警察、自衛隊、消防署	(略)	第2節 道路施設対策	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略)	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （課名修正）</p>																																																																		
区分	機関名	主な措置																																																																																					
第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 防災課、土木課 県警察、自衛隊、消防署	(略)																																																																																					
第2節 道路施設対策	(市) 防災課、土木課 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略)																																																																																					
区分	機関名	主な措置																																																																																					
第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 県警察、自衛隊、消防署	(略)																																																																																					
第2節 道路施設対策	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略)																																																																																					

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由						
	<table border="1" data-bbox="320 344 1406 705"> <tr> <td data-bbox="320 344 534 705">第3節 港湾・漁港施設対策</td> <td data-bbox="534 344 831 705">港湾漁港管理者（市）防災課、土木課、第四管区海上保安本部</td> <td data-bbox="831 344 1406 705"> 1 (1) 応急復旧活動 1 (2) 輸送機能の確保 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 2 第四管区海上保安本部における措置 3 木材等の航路障害物の除去 </td> </tr> </table>	第3節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者（市）防災課、土木課、第四管区海上保安本部	1 (1) 応急復旧活動 1 (2) 輸送機能の確保 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 2 第四管区海上保安本部における措置 3 木材等の航路障害物の除去	<table border="1" data-bbox="1507 344 2594 705"> <tr> <td data-bbox="1507 344 1721 705">第3節 港湾・漁港施設対策</td> <td data-bbox="1721 344 2018 705">港湾漁港管理者（市）防災課、土木港湾課、第四管区海上保安本部</td> <td data-bbox="2018 344 2594 705"> 1 (1) 応急復旧活動 1 (2) 輸送機能の確保 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 <u>1 (4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）</u> <u>1 (5) 航路敬開の実施</u> <u>2 (1) 船舶交通の整理・指導</u> <u>2 (2) 船舶交通の制限等</u> <u>2 (3) 必要な措置</u> <u>2 (4) 水路の安全確保</u> <u>2 (5) 航路標識の保全</u> 3 木材等の航路障害物の除去 </td> </tr> </table>	第3節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者（市）防災課、土木港湾課、第四管区海上保安本部	1 (1) 応急復旧活動 1 (2) 輸送機能の確保 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 <u>1 (4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）</u> <u>1 (5) 航路敬開の実施</u> <u>2 (1) 船舶交通の整理・指導</u> <u>2 (2) 船舶交通の制限等</u> <u>2 (3) 必要な措置</u> <u>2 (4) 水路の安全確保</u> <u>2 (5) 航路標識の保全</u> 3 木材等の航路障害物の除去	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
第3節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者（市）防災課、土木課、第四管区海上保安本部	1 (1) 応急復旧活動 1 (2) 輸送機能の確保 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 2 第四管区海上保安本部における措置 3 木材等の航路障害物の除去							
第3節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者（市）防災課、土木港湾課、第四管区海上保安本部	1 (1) 応急復旧活動 1 (2) 輸送機能の確保 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 <u>1 (4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）</u> <u>1 (5) 航路敬開の実施</u> <u>2 (1) 船舶交通の整理・指導</u> <u>2 (2) 船舶交通の制限等</u> <u>2 (3) 必要な措置</u> <u>2 (4) 水路の安全確保</u> <u>2 (5) 航路標識の保全</u> 3 木材等の航路障害物の除去							
159 160	第2節 道路施設対策 2 中部地方整備局における措置 (1) 状況の把握 ア (略) イ (略) ウ (略) (追加)	第2節 道路施設対策 2 中部地方整備局における措置 (1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u> ア (略) イ (略) ウ (略) <u>エ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）						
161 161	(2) 緊急輸送道路等の機能確保 ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。 (追加) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) (追加)	(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</u> ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。 <u>なお、南海トラフ地震の発生時には、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u> <u>イ 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u> ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) <u>キ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊への応急工事の実施につき応援を要請する。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理） （対策の追加） （表記の整理）						

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由
161	(追加)	<u>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</u> 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(H29.4))
161	(3) 情報の提供 緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、路側放送等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。 (4) 応急資機材等の確保 所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路（道路啓開ルート）の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。	(4) 情報の提供 緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、 <u>道路情報提供システム、ビーコン</u> 等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。 (5) 応急資機材等の確保 所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
161	3 愛知県道路公社における措置 (1) <u>点検の実施</u> ア (略) イ (略) (追加)	3 愛知県道路公社における措置 (1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u> ア (略) イ (略) ウ <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u>	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
162	(4) 応急復旧対策の実施 (追加) 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物の除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。 (追加) (追加)	(4) 応急復旧対策の実施 <u>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u> <u>イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物の除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。</u> なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。 <u>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u> <u>ウ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u>	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由
162	<p>第3節 港湾・漁港施設対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 応急復旧活動</p> <p>防潮壁・防潮水門に、き裂倒壊等が生じた場合、施設管理者である県に連絡し、応急工事の実施を依頼し、当該施設の機能の保持、回復を図る。特に、局所的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重要な機能障害を生ずる恐れのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。</p>	<p>第3節 港湾・漁港施設対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 応急復旧活動</p> <p>防潮壁・防潮水門に、き裂倒壊等が生じた場合、施設管理者である県に連絡し、応急工事の実施を依頼し、当該施設の機能の保持、回復を図る。特に、局所的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重大な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>
162	<p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>ア 耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整を図る。その上で、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図るよう管理者に要請する。<u>耐震強化岸壁から背後地の緊急輸送道路へアクセスする臨港道路</u>については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。</p> <p>イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>道路</u>の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。</p> <p>運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>	<p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>ア 耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図るよう管理者に要請する。<u>耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路に指定された臨港道路</u>については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。</p> <p>イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>臨港道路</u>の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。</p> <p>運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>
163	<p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 航路啓開の実施</p>	<p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）</u> 港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、<u>国に支援の要請を行う。</u></p> <p>(5) 航路啓開の実施</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (港湾法の一部改正)</p>
163	<p>2 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) <u>安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知</u></p> <p>第四管区海上保安本部は、航路標識の流失、移動、損壊等が生じた場合、<u>安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。</u></p> <p>(2) <u>水路調査及び巡視船艇による警戒等安全措置</u></p>	<p>2 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) <u>船舶交通の整理・指導</u> <u>海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。</u></p> <p>(2) <u>船舶交通の制限等</u> <u>海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、船舶交通の制限等を行う。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																																				
163	<p>第四管区海上保安本部は、水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措施を講ずる。</p> <p>(3) 海上交通規制</p> <p>第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動として行う緊急輸送を円滑に行うため、あるいは航路障害のため、船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>あるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。</u></p> <p>(3) <u>必要な措置</u></p> <p><u>海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、港湾・漁港管理者（県・市町・名古屋港管理組合）と連携しつつ、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</u></p> <p>(4) <u>水路の安全確保</u></p> <p><u>水路の水深に異常を生じたと認めたときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</u></p> <p>(5) <u>航路標識の保全</u></p> <p><u>航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</u></p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																																				
164	<p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 緊急輸送車両確保要領</p> <p>ア 確保順位</p>	<p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 緊急輸送車両確保要領</p> <p>ア 確保順位</p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																				
165	<p>(ウ) 応急対策実施機関（郵便局、愛知県トラック協会西三河支部碧南部会、<u>MRC</u>）所有の車両等</p>	<p>(ウ) 応急対策実施機関（郵便局、愛知県トラック協会西三河支部碧南部会）<u>会</u> 所有の車両等</p>																																					
168	<p>第9章 浸水・津波対策</p>	<p>第9章 浸水・津波対策</p>																																					
168	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="320 1476 1406 1612"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">碧南市、消防署</td> <td>○河川・海岸の点検及び応急復旧</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○情報の伝達</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回</td> <td colspan="3">→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	碧南市、消防署	○河川・海岸の点検及び応急復旧	→			○情報の伝達	→			○避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回	→			<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1476 2594 1612"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">碧南市、消防署</td> <td>○河川・海岸の点検及び応急復旧</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○情報の伝達</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○避難指示（<u>緊急</u>）等の発令、海岸線の監視、巡回</td> <td colspan="3">→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	碧南市、消防署	○河川・海岸の点検及び応急復旧	→			○情報の伝達	→			○避難指示（ <u>緊急</u> ）等の発令、海岸線の監視、巡回	→			1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																			
碧南市、消防署	○河川・海岸の点検及び応急復旧	→																																					
	○情報の伝達	→																																					
	○避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回	→																																					
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																			
碧南市、消防署	○河川・海岸の点検及び応急復旧	→																																					
	○情報の伝達	→																																					
	○避難指示（ <u>緊急</u> ）等の発令、海岸線の監視、巡回	→																																					

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																		
168	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 浸水対策</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署</td> <td>1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波対策</td> <td>(市) 防災課、秘書情報課</td> <td>1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難指示（緊急）の発令、海岸線の監視、巡廻等 1 (3) 津波の自衛措置 2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置 3 その他の措置</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 浸水対策	(市) 防災課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置	第2節 津波対策	(市) 防災課、秘書情報課	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難指示（緊急）の発令、海岸線の監視、巡廻等 1 (3) 津波の自衛措置 2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置 3 その他の措置	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 浸水対策</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、<u>土木港湾課</u>、下水道課、消防署</td> <td>1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波対策</td> <td>(市) 防災課、<u>経営企画課</u></td> <td>1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難指示（緊急）の発令、海岸線の監視、巡廻等 1 (3) 津波の自衛措置 2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置 3 その他の措置</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 浸水対策	(市) 防災課、農業水産課、 <u>土木港湾課</u> 、下水道課、消防署	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置	第2節 津波対策	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難指示（緊急）の発令、海岸線の監視、巡廻等 1 (3) 津波の自衛措置 2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置 3 その他の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 浸水対策	(市) 防災課、農業水産課、土木課、下水道課、消防署	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置																			
第2節 津波対策	(市) 防災課、秘書情報課	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難指示（緊急）の発令、海岸線の監視、巡廻等 1 (3) 津波の自衛措置 2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置 3 その他の措置																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 浸水対策	(市) 防災課、農業水産課、 <u>土木港湾課</u> 、下水道課、消防署	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置																			
第2節 津波対策	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難指示（緊急）の発令、海岸線の監視、巡廻等 1 (3) 津波の自衛措置 2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置 3 その他の措置																			
171	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																			
171	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 要配慮者対策</td> <td>(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課</td> <td>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第2節 要配慮者対策	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 要配慮者対策</td> <td>(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、<u>地域協働課</u></td> <td>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第2節 要配慮者対策	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、 <u>地域協働課</u>	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名追加)						
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第2節 要配慮者対策	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第2節 要配慮者対策	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、 <u>地域協働課</u>	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握																			
172	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 避難所の運営</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 避難所の運営</p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
173	<p>キ 要配慮者へ支援</p> <p>避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</p>	<p>キ 要配慮者へ支援</p> <p>避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員<u>児童委員</u>、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</p>	(表記の整理)																		
177	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給																			

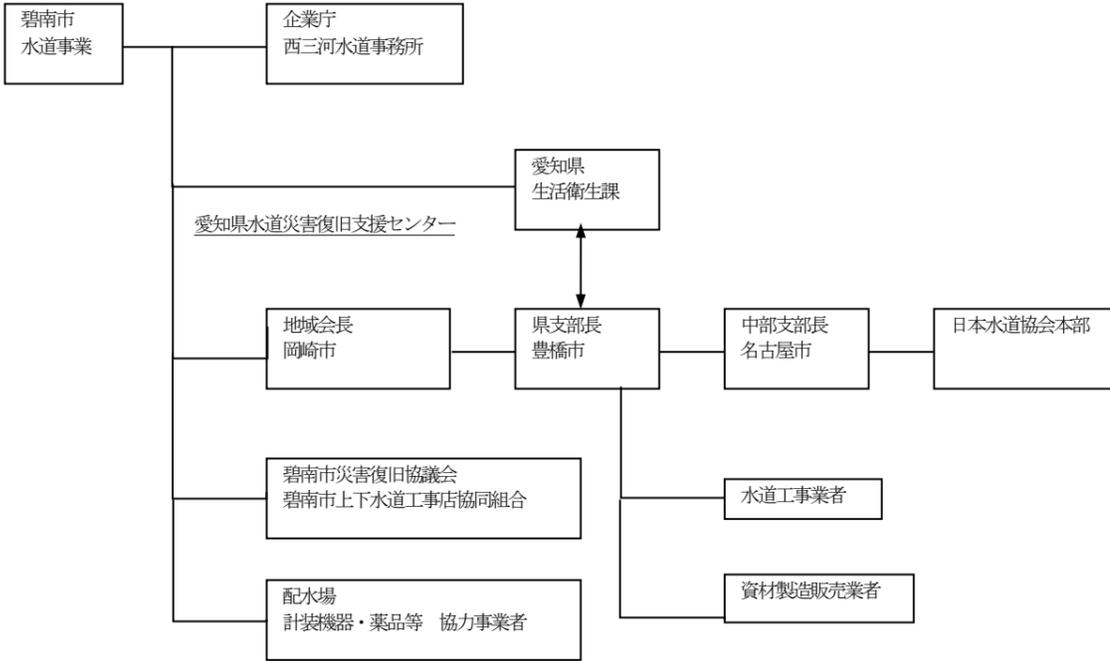
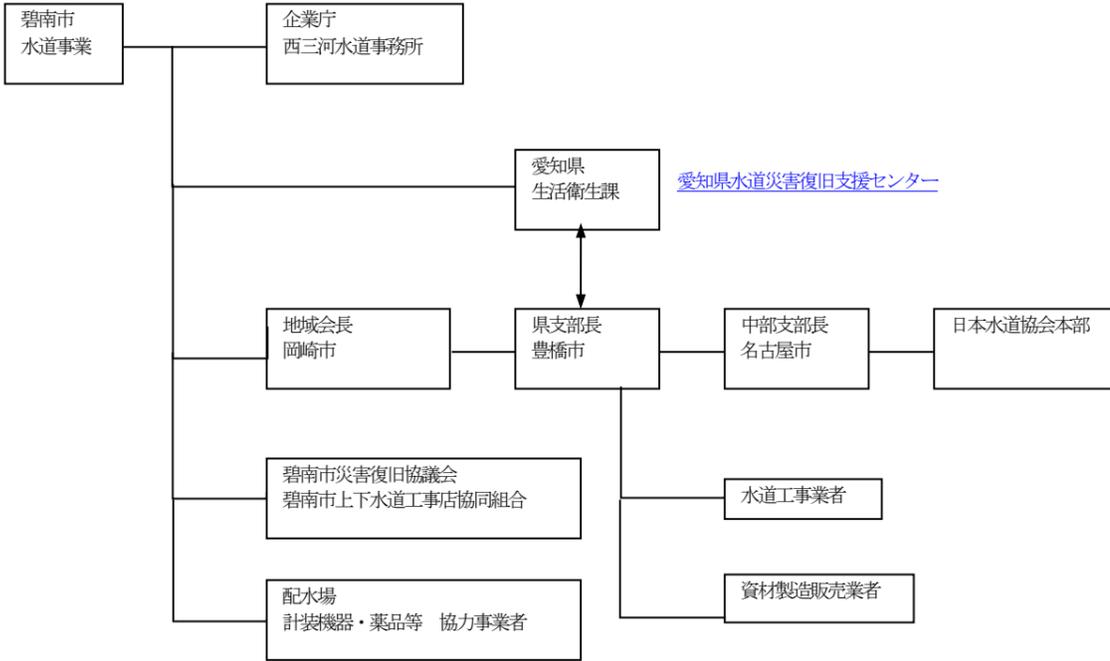
碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																																																						
177 179	<p>第1節 給水</p> <p>4 非常用水源の確保</p> <p>(2) 非常用水源の確保</p> <table border="1" data-bbox="382 472 1305 861"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>配水施設能力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> <td>31,730 m³/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>2,000 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,500 m³</td> <td>2,400 m³/日</td> <td>予備用</td> </tr> </tbody> </table>	名称	貯水量	配水施設能力	備考	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³		2号配水池	5,500 m ³		3号配水池	5,000 m ³		4号配水池	5,000 m ³		合計	21,000 m ³	31,730 m ³ /日		第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³		2号配水池	3,500 m ³		合計	5,500 m ³	2,400 m ³ /日	予備用	<p>第1節 給水</p> <p>4 非常用水源の確保</p> <p>(2) 非常用水源の確保</p> <table border="1" data-bbox="1570 472 2279 861"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>2,000 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,500 m³</td> <td>予備用</td> </tr> </tbody> </table>	名称	貯水量	備考	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³	2号配水池	5,500 m ³	3号配水池	5,000 m ³	4号配水池	5,000 m ³	合計	21,000 m ³	第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³	2号配水池	3,500 m ³	合計	5,500 m ³	予備用	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)
名称	貯水量	配水施設能力	備考																																																						
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																																																							
	2号配水池	5,500 m ³																																																							
	3号配水池	5,000 m ³																																																							
	4号配水池	5,000 m ³																																																							
	合計	21,000 m ³	31,730 m ³ /日																																																						
第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³																																																							
	2号配水池	3,500 m ³																																																							
	合計	5,500 m ³	2,400 m ³ /日	予備用																																																					
名称	貯水量	備考																																																							
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																																																							
	2号配水池	5,500 m ³																																																							
	3号配水池	5,000 m ³																																																							
	4号配水池	5,000 m ³																																																							
	合計	21,000 m ³																																																							
第1配水場配水池	1号配水池	2,000 m ³																																																							
	2号配水池	3,500 m ³																																																							
	合計	5,500 m ³	予備用																																																						
185	<p align="center">第13章 遺体の取扱い</p>	<p align="center">第13章 遺体の取扱い</p>																																																							
185	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 1094 1383 1375"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市) 市民課、健康課、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略)	第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 1094 2567 1413"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市) 市民課、健康課、<u>監査事務局、会計課</u>、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合、<u>環境課、監査事務局</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、 <u>監査事務局、会計課</u> 、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略)	第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合、 <u>環境課、監査事務局</u>	(略)	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (課名修正)																																				
区分	機関名	主な措置																																																							
第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略)																																																							
第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合	(略)																																																							
区分	機関名	主な措置																																																							
第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、 <u>監査事務局、会計課</u> 、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略)																																																							
第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合、 <u>環境課、監査事務局</u>	(略)																																																							
186	<p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置</p>	2. 碧南市各部局における活動の反映等																																																						
187	<p>(5) 遺体の身元確認及び引き渡し</p> <p>身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。</p> <p>なお、<u>被災地域外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。</u></p>	<p>(5) 遺体の身元確認及び引き渡し</p> <p>身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。</p> <p>なお、<u>調査の結果、最終的に身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。</u></p>	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)																																																						

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由
189 194 195	<p style="text-align: center;">第14章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <p>1 水道事業者（市）における措置</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>ア 市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。また、被害状況に応じて、県内水道事業者、県あるいは日本水道協会へ応援を要請する。</p> <p>◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書</p> <p>◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p style="text-align: center;">第14章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <p>1 水道事業者（市）における措置</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>ア 市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。また、被害状況に応じて、県内水道事業者、県あるいは日本水道協会へ応援を要請する。</p> <p><u>イ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要項」によるものとする。</u></p> <p>◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書</p> <p>◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p> <p>◆資料編（資料12-54）災害時応援復旧工事の協力に関する協定書（市対碧南市上下水道工事店協同組合）</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (対策の追加)</p>
195	<p>※ 「水道災害相互応援に関する覚書」、「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」による県、水道局、日本水道協会、協力業者の応援要請体系</p>	<p>※ 「水道災害相互応援に関する覚書」、「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」による県、水道局、日本水道協会、協力業者の応援要請体系</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由
200	 <p style="text-align: center;">第15章 住宅対策</p>	 <p style="text-align: center;">第15章 住宅対策</p>	
203	<p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として建設が行われるので、市は協力する。応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。なお、県から権限を委任されるものについては、災害救助法施行細則の規定に従って応急仮設住宅の建設を実施する。</p>	<p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、<u>家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として建設が行われるので、市は協力する。応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。なお、県から権限を委任されるものについては、災害救助法施行細則の規定に従って応急仮設住宅の建設を実施する。</u></p>	表記の整理
205 206	<p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に<u>県が行う</u>救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することになる。</u></p> <p><u>なお、</u>救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由												
208	<p>第16章 学校における対策</p>	<p>第16章 学校における対策</p>													
208	<p>基本方針</p> <p>○ 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>												
208	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 840 1380 1018"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td> <td>県、(市)防災課・学校教育課、国立・私立学校設置者(管理者)</td> <td>1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市)防災課・学校教育課、国立・私立学校設置者(管理者)	1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 840 2567 1018"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td> <td>県、(市)防災課、学校教育課、国立・私立学校設置者(管理者)</td> <td>1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市)防災課、学校教育課、国立・私立学校設置者(管理者)	1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市)防災課・学校教育課、国立・私立学校設置者(管理者)	1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等													
区分	機関名	主な措置													
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市)防災課、学校教育課、国立・私立学校設置者(管理者)	1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等													
212	<p>第4編 災害復旧・復興</p>	<p>第4編 災害復旧・復興</p>													
215	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p>	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p>													
215	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 1512 1380 1701"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 公共施設災害復旧事業</td> <td>(市) 防災課、行政課、施設管理者</td> <td>1 各施設管理者における措置 2 災害復旧事業の種類 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 4 起債の特例 5 国の補助を伴わない災害復旧事業費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 公共施設災害復旧事業	(市) 防災課、行政課、施設管理者	1 各施設管理者における措置 2 災害復旧事業の種類 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 4 起債の特例 5 国の補助を伴わない災害復旧事業費	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1512 2567 1701"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 公共施設災害復旧事業</td> <td>(市) 防災課、資産活用課、施設管理者</td> <td>1 各施設管理者における措置 2 災害復旧事業の種類 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 4 起債の特例 5 国の補助を伴わない災害復旧事業費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 公共施設災害復旧事業	(市) 防災課、 資産活用課 、施設管理者	1 各施設管理者における措置 2 災害復旧事業の種類 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 4 起債の特例 5 国の補助を伴わない災害復旧事業費	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 公共施設災害復旧事業	(市) 防災課、行政課、施設管理者	1 各施設管理者における措置 2 災害復旧事業の種類 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 4 起債の特例 5 国の補助を伴わない災害復旧事業費													
区分	機関名	主な措置													
第1節 公共施設災害復旧事業	(市) 防災課、 資産活用課 、施設管理者	1 各施設管理者における措置 2 災害復旧事業の種類 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 4 起債の特例 5 国の補助を伴わない災害復旧事業費													

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由												
217 218	<p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>(4) その他の財政援助及び助成</p> <p>エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</p>	<p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>(4) その他の財政援助及び助成</p> <p>エ 母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉法による国の貸付けの特例</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (名称の変更)												
233	<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p>	<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p>													
235	<p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p>	<p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p>													
	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 961 1383 1098"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 警戒宣言発令時等の 広報</td> <td>(市) 防災課、 秘書情報課</td> <td>1 問い合わせ窓口等の体制整備 2 広報内容 3 広報手段等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第3節 警戒宣言発令時等の 広報	(市) 防災課、 秘書情報課	1 問い合わせ窓口等の体制整備 2 広報内容 3 広報手段等	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 961 2570 1098"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 警戒宣言発令時等の 広報</td> <td>(市) 防災課、 <u>経営企画課</u></td> <td>1 問い合わせ窓口等の体制整備 2 広報内容 3 広報手段等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第3節 警戒宣言発令時等の 広報	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	1 問い合わせ窓口等の体制整備 2 広報内容 3 広報手段等	2. 碧南市各部局における活動の反映等 (課名修正)
区 分	機 関 名	主 な 措 置													
第3節 警戒宣言発令時等の 広報	(市) 防災課、 秘書情報課	1 問い合わせ窓口等の体制整備 2 広報内容 3 広報手段等													
区 分	機 関 名	主 な 措 置													
第3節 警戒宣言発令時等の 広報	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>	1 問い合わせ窓口等の体制整備 2 広報内容 3 広報手段等													

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由
239	<p>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</p> <p>1 収集・伝達系統</p>	<p>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</p> <p>1 収集・伝達系統</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																														
242	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配																																
242	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 506 1383 764"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の 配備</td> <td>(市) 防災課、健康課、 環境課、<u>土木課</u>、水道 課、 下水道課、消防署</td> <td>1 (1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1 (2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1 (3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員 の配備 1 (4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1 (5) 医療救護用の資機材・人員の配備 1 (6) 地震災害応急対策に係る大震法に定める措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の 配備	(市) 防災課、健康課、 環境課、 <u>土木課</u> 、水道 課、 下水道課、消防署	1 (1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1 (2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1 (3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員 の配備 1 (4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1 (5) 医療救護用の資機材・人員の配備 1 (6) 地震災害応急対策に係る大震法に定める措置	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 506 2570 764"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の 配備</td> <td>(市) 防災課、健康課、 環境課、<u>土木港湾課</u>、 水道課、 下水道課、消防署</td> <td>1 (1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1 (2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1 (3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員 の配備 1 (4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1 (5) 医療救護用の資機材・人員の配備 1 (6) 地震災害応急対策に係る大震法に定める措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の 配備	(市) 防災課、健康課、 環境課、 <u>土木港湾課</u> 、 水道課、 下水道課、消防署	1 (1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1 (2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1 (3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員 の配備 1 (4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1 (5) 医療救護用の資機材・人員の配備 1 (6) 地震災害応急対策に係る大震法に定める措置	2. 碧南市各部局 における活動の 反映等 (課名修正)																		
区分	機関名	主な措置																															
第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の 配備	(市) 防災課、健康課、 環境課、 <u>土木課</u> 、水道 課、 下水道課、消防署	1 (1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1 (2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1 (3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員 の配備 1 (4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1 (5) 医療救護用の資機材・人員の配備 1 (6) 地震災害応急対策に係る大震法に定める措置																															
区分	機関名	主な措置																															
第2節 災害応急対策等に必要 な資機材及び人員の 配備	(市) 防災課、健康課、 環境課、 <u>土木港湾課</u> 、 水道課、 下水道課、消防署	1 (1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1 (2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1 (3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員 の配備 1 (4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1 (5) 医療救護用の資機材・人員の配備 1 (6) 地震災害応急対策に係る大震法に定める措置																															
246	第4章 発災に備えた直前対策																																
246	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 993 1403 1373"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難対策</td> <td>(市) 防災課、 秘書情報課、 国保年金課、福祉課、 高齢介護課、健康課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 消防、浸水等対策</td> <td>(市) 防災課、 農業水産課、<u>土木課</u>、 下水道課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 道路交通対策</td> <td>(市) 防災課、<u>土木課</u>、県 公安委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 海上交通</td> <td>(市) 防災課、<u>土木課</u>、 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難対策	(市) 防災課、 秘書情報課、 国保年金課、福祉課、 高齢介護課、健康課	(略)	第2節 消防、浸水等対策	(市) 防災課、 農業水産課、 <u>土木課</u> 、 下水道課、消防署	(略)	第4節 道路交通対策	(市) 防災課、 <u>土木課</u> 、県 公安委員会	(略)	第7節 海上交通	(市) 防災課、 <u>土木課</u> 、 第四管区海上保安本部	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 993 2591 1373"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難対策</td> <td>(市) 防災課、 <u>経営企画課</u>、 国保年金課、福祉課、 高齢介護課、健康課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 消防、浸水等対策</td> <td>(市) 防災課、 農業水産課、<u>土木港湾課</u>、 下水道課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 道路交通対策</td> <td>(市) 防災課、<u>土木港湾課</u>、 県公安委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 海上交通</td> <td>(市) 防災課、<u>土木港湾課</u>、 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難対策	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u> 、 国保年金課、福祉課、 高齢介護課、健康課	(略)	第2節 消防、浸水等対策	(市) 防災課、 農業水産課、 <u>土木港湾課</u> 、 下水道課、消防署	(略)	第4節 道路交通対策	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 県公安委員会	(略)	第7節 海上交通	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 第四管区海上保安本部	(略)	2. 碧南市各部局 における活動の 反映等 (課名修正)
区分	機関名	主な措置																															
第1節 避難対策	(市) 防災課、 秘書情報課、 国保年金課、福祉課、 高齢介護課、健康課	(略)																															
第2節 消防、浸水等対策	(市) 防災課、 農業水産課、 <u>土木課</u> 、 下水道課、消防署	(略)																															
第4節 道路交通対策	(市) 防災課、 <u>土木課</u> 、県 公安委員会	(略)																															
第7節 海上交通	(市) 防災課、 <u>土木課</u> 、 第四管区海上保安本部	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 避難対策	(市) 防災課、 <u>経営企画課</u> 、 国保年金課、福祉課、 高齢介護課、健康課	(略)																															
第2節 消防、浸水等対策	(市) 防災課、 農業水産課、 <u>土木港湾課</u> 、 下水道課、消防署	(略)																															
第4節 道路交通対策	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 県公安委員会	(略)																															
第7節 海上交通	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 第四管区海上保安本部	(略)																															
247																																	
248	<table border="1" data-bbox="320 1444 1403 1854"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第14節 緊急輸送</td> <td>(市) 防災課、<u>土木課</u>、 行政課、資産活用課、 中部運輸局 第四管区海上保安本部</td> <td>1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第14節 緊急輸送	(市) 防災課、 <u>土木課</u> 、 行政課、資産活用課、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力	<table border="1" data-bbox="1507 1444 2591 1854"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第14節 緊急輸送</td> <td>(市) 防災課、<u>土木港湾課</u>、 行政課、資産活用課、 中部運輸局 第四管区海上保安本部</td> <td>1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第14節 緊急輸送	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 行政課、資産活用課、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力																			
区分	機関名	主な措置																															
第14節 緊急輸送	(市) 防災課、 <u>土木課</u> 、 行政課、資産活用課、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力																															
区分	機関名	主な措置																															
第14節 緊急輸送	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 行政課、資産活用課、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示 3 要請による人員、物資の海上緊急輸送 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力																															

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由																								
248 250 251	<p>第1節 避難対策</p> <p>4 学校等における措置</p> <p>(1) 児童生徒等の安全確保</p> <p>児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。</p> <p>イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。</p> <p>ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。</p>	<p>第1節 避難対策</p> <p>4 学校等における措置</p> <p>(1) 児童生徒等の安全確保</p> <p>児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 児童生徒等が在校<u>又は</u>在園中の場合には、授業、部活動、<u>保育</u>等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校<u>又は</u>降園させる。</p> <p>イ 児童生徒等が登下校<u>又は</u>登降園中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。</p> <p>ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校<u>又は</u>休園として、児童生徒等は登校<u>又は</u>登園させない。</p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								
266	<p>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</p>	<p>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</p>																									
266	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="320 1094 1418 1724"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路</td> <td>(市) 防災課、土木課</td> <td>東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。 1 (1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 1 (2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握 1 (3) 工事の中断等 1 (4) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握 1 (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認 1 (6) 市、その他関係機関との連携協力による必要な措置 1 (7) 警戒宣言発令時危険箇所</td> </tr> <tr> <td>第2節 河川及び海岸</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、土木課</td> <td>津波による重大な被害が予測される地区における河川・海岸管理施設管理上の対応の事前決定</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港</td> <td>(市) 防災課、土木課、農業水産課</td> <td>港湾・漁港施設については、東海地震注意情報発表時から次の措置をとる。 1 (1) 必要に応じた施設の巡視・点検及び工事中断等 1 (2) 特定の施設等における必要に応じた利用者に対する防災上必要な措置の要請 1 (3) 津波の危険地区における水門・閘門等の操作又は操作準備のための配備 1 (4) 応急復旧に必要な資機材保有状況、事前配備の確認・連絡 1 (5) 関係機関との連携協力による必要な措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 道路	(市) 防災課、土木課	東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。 1 (1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 1 (2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握 1 (3) 工事の中断等 1 (4) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握 1 (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認 1 (6) 市、その他関係機関との連携協力による必要な措置 1 (7) 警戒宣言発令時危険箇所	第2節 河川及び海岸	(市) 防災課、農業水産課、土木課	津波による重大な被害が予測される地区における河川・海岸管理施設管理上の対応の事前決定	第3節 港湾・漁港	(市) 防災課、土木課、農業水産課	港湾・漁港施設については、東海地震注意情報発表時から次の措置をとる。 1 (1) 必要に応じた施設の巡視・点検及び工事中断等 1 (2) 特定の施設等における必要に応じた利用者に対する防災上必要な措置の要請 1 (3) 津波の危険地区における水門・閘門等の操作又は操作準備のための配備 1 (4) 応急復旧に必要な資機材保有状況、事前配備の確認・連絡 1 (5) 関係機関との連携協力による必要な措置	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1094 2605 1724"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路</td> <td>(市) 防災課、土木課、<u>土木港湾課</u></td> <td>東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。 1 (1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 1 (2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握 1 (3) 工事の中断等 1 (4) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握 1 (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認 1 (6) 市、その他関係機関との連携協力による必要な措置 1 (7) 警戒宣言発令時危険箇所</td> </tr> <tr> <td>第2節 河川及び海岸</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、<u>土木港湾課</u></td> <td>津波による重大な被害が予測される地区における河川・海岸管理施設管理上の対応の事前決定</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港</td> <td>(市) 防災課、<u>土木港湾課</u>、農業水産課</td> <td>港湾・漁港施設については、東海地震注意情報発表時から次の措置をとる。 1 (1) 必要に応じた施設の巡視・点検及び工事中断等 1 (2) 特定の施設等における必要に応じた利用者に対する防災上必要な措置の要請 1 (3) 津波の危険地区における水門・閘門等の操作又は操作準備のための配備 1 (4) 応急復旧に必要な資機材保有状況、事前配備の確認・連絡 1 (5) 関係機関との連携協力による必要な措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 道路	(市) 防災課、土木課、 <u>土木港湾課</u>	東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。 1 (1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 1 (2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握 1 (3) 工事の中断等 1 (4) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握 1 (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認 1 (6) 市、その他関係機関との連携協力による必要な措置 1 (7) 警戒宣言発令時危険箇所	第2節 河川及び海岸	(市) 防災課、農業水産課、 <u>土木港湾課</u>	津波による重大な被害が予測される地区における河川・海岸管理施設管理上の対応の事前決定	第3節 港湾・漁港	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、農業水産課	港湾・漁港施設については、東海地震注意情報発表時から次の措置をとる。 1 (1) 必要に応じた施設の巡視・点検及び工事中断等 1 (2) 特定の施設等における必要に応じた利用者に対する防災上必要な措置の要請 1 (3) 津波の危険地区における水門・閘門等の操作又は操作準備のための配備 1 (4) 応急復旧に必要な資機材保有状況、事前配備の確認・連絡 1 (5) 関係機関との連携協力による必要な措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)
区分	機関名	主な措置																									
第1節 道路	(市) 防災課、土木課	東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。 1 (1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 1 (2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握 1 (3) 工事の中断等 1 (4) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握 1 (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認 1 (6) 市、その他関係機関との連携協力による必要な措置 1 (7) 警戒宣言発令時危険箇所																									
第2節 河川及び海岸	(市) 防災課、農業水産課、土木課	津波による重大な被害が予測される地区における河川・海岸管理施設管理上の対応の事前決定																									
第3節 港湾・漁港	(市) 防災課、土木課、農業水産課	港湾・漁港施設については、東海地震注意情報発表時から次の措置をとる。 1 (1) 必要に応じた施設の巡視・点検及び工事中断等 1 (2) 特定の施設等における必要に応じた利用者に対する防災上必要な措置の要請 1 (3) 津波の危険地区における水門・閘門等の操作又は操作準備のための配備 1 (4) 応急復旧に必要な資機材保有状況、事前配備の確認・連絡 1 (5) 関係機関との連携協力による必要な措置																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 道路	(市) 防災課、土木課、 <u>土木港湾課</u>	東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。 1 (1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 1 (2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握 1 (3) 工事の中断等 1 (4) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握 1 (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認 1 (6) 市、その他関係機関との連携協力による必要な措置 1 (7) 警戒宣言発令時危険箇所																									
第2節 河川及び海岸	(市) 防災課、農業水産課、 <u>土木港湾課</u>	津波による重大な被害が予測される地区における河川・海岸管理施設管理上の対応の事前決定																									
第3節 港湾・漁港	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、農業水産課	港湾・漁港施設については、東海地震注意情報発表時から次の措置をとる。 1 (1) 必要に応じた施設の巡視・点検及び工事中断等 1 (2) 特定の施設等における必要に応じた利用者に対する防災上必要な措置の要請 1 (3) 津波の危険地区における水門・閘門等の操作又は操作準備のための配備 1 (4) 応急復旧に必要な資機材保有状況、事前配備の確認・連絡 1 (5) 関係機関との連携協力による必要な措置																									

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成30年2月修正）	改正後（平成31年2月修正）	改正理由